平成26年度 テレワーク人口実態調査 ー調査結果の概要ー

平成27年3月

国土交通省 都市局都市政策課 都市環境政策室

目 次

1. テレワーク人口実態調査の目的・定義
2. テレワーク人口実態調査の実施概要
(1)調査の概要
(2) テレワーカー数等の推計方法4
3. テレワーク人口実態調査の結果
(1)テレワーカー数・テレワーカー率 ・・・・・・・・・ 5
(2) テレワーカーの実態

1. テレワーク人口実態調査の目的・定義

〇テレワーク人口実態調査の目的

- 〇本調査は、以下の観点でWEBを利用した実態調査を実施し、その結果について定量的データにより分析等を行うことを目的としている。
- 継続的に把握してきた就業人口に占めるテレワーカー率やテレワーカー・非テレワーカーのテレワークに関する意識・実態などを調査
- 昨年度に新たに設定した「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)におけるKPI^{※1}の調査
- テレワーク実施・非実施日それぞれの生活実態などを調査

※1 KPI:重要業績評価指標(Key Performance Indicator)

〇調査の体制

〇調査にあたっては、有識者及びテレワーク関係府省^{※2}で構成される「テレワーク人口実態調査検討会」(座長:大西隆 日本学術会議会長・国立大学法人豊橋技術科学大学学長)において、調査項目、調査内容、調査票の設計及び調査分析結果について検討を行っている。

※2 内閣官房情報通信技術総合戦略室、内閣府男女共同参画局、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

2. テレワーク人口実態調査の目的・定義

〇本調査における定義

■テレワーカー分類の定義

口広義テレワーカー

- 雇用者は、ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でICTを利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ICTを利用できる環境において仕事を行っている人。
- 自営業者は、ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でICTを利用している人。

口狭義テレワーカー

• ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でICTを利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ICTを利用できる環境において仕事を行う時間が1週間あたり8時間以上である人。

<u>口在宅型テレワーカー</u>

• 狭義テレワーカーのうち、自宅(自宅兼事務所を除く)でICTを利用できる環境において仕事を少しでも 行っている(週1分以上)人。

■従業上の地位別(雇用・自営別)テレワーカーの定義(※)

口雇用型

• 会社・官公庁・団体や自営業主に雇われている人、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・幹事などの役員の人及び派遣社員、契約社員、嘱託、パート、アルバイトとして働いている人。

口自営型

・ 個人経営の事業主の人、農家や個人商店などで、仕事を手伝っている家族の人及び家庭内で賃仕事 (家庭内職)をしている人。

2. テレワーク人口実態調査の実施概要 (1)調査の概要

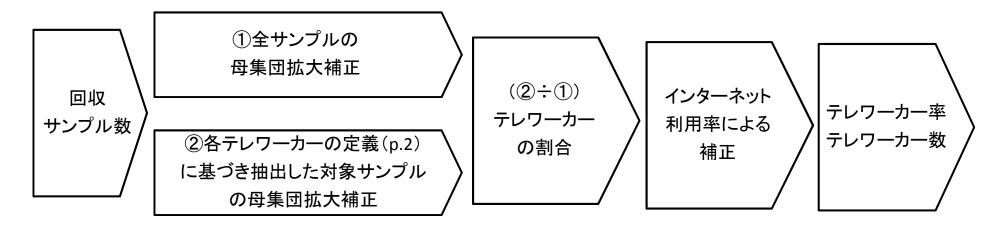
調査の種類		調査の概要	対象者	実施日	サンプル数
(1)	本調査 (web調査)	就業者を対象にテレワーカー率・テレワーカー数、テレワークに関する意識・実態等を把握	web調査の登録者のうち 15歳以上の就業者からラ ンダムに約1.5万人を抽出	2014年10月31日(金) ~11月2日(日)	8,250人
(2)	日記調査 (web調査)	週1日以上終日在宅で 就業する雇用型在宅型 テレワーカーを対象に、 終日在宅勤務実施日と 出社日の生活行動の違 い等を把握	本調査実施者のうち、週 1日以上終日在宅で就業 する雇用型在宅型テレ ワーカーに属する回答者 のうち、272人を抽出	2014年11月21日(金) ~11月25日(火)	51人

2. テレワーク人口実態調査の実施概要 (2)テレワーカー数等の推計方法

〇テレワーカー数等の推計方法

- (1)雇用型、自営型別、性別・年齢階層別に回収サンプルと「平成24年就業構造基本調査」(総務省)との比率で、サンプル数の母集団拡大補正を実施。(※1)
- (2)「平成25年通信利用動向調査」(総務省)における性別・年齢階層別インターネット利用率により、テレワーカー率(※2)・テレワーカー数を補正。

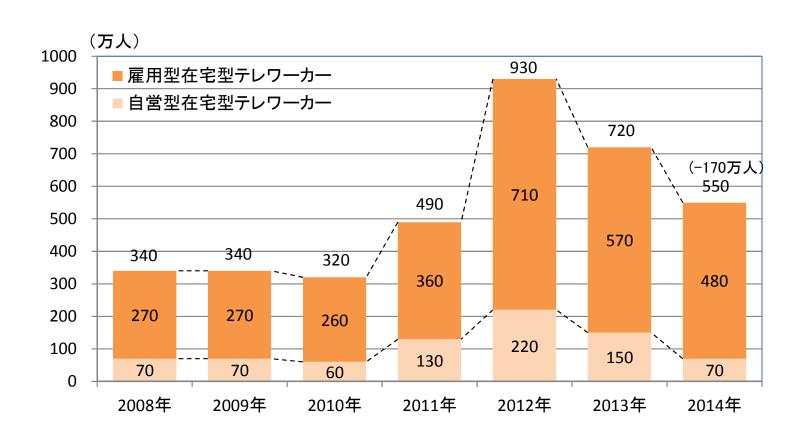
〈概念図〉



- ※1 最新の「就業構造基本調査」(総務省)をベースとし、毎年の就業人口の変動へ対応するため「労働力調査」 (総務省)を活用して時点修正(平成26年10月時点)を行う。
- ※2 雇用型のテレワーカー率は全雇用者、自営型のテレワーカー率は全自営業主それぞれに占めるテレワーカー の割合であり、これらをまとめた全体のテレワーカー率は、全就業者に占めるテレワーカーの割合である。

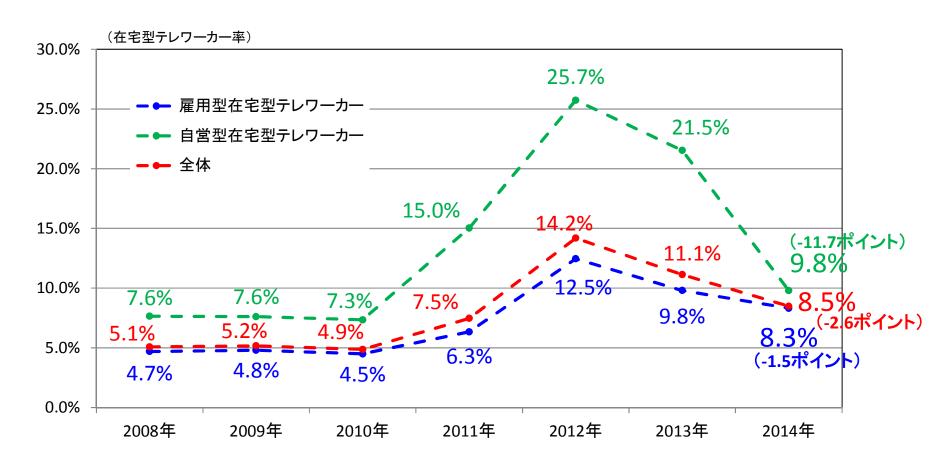
1)在宅型テレワーカー ①在宅型テレワーカー数

〇在宅型テレワーカー数は2013年から約170万人減の約550万人となっている。



1) 在宅型テレワーカー ②在宅型テレワーカー率

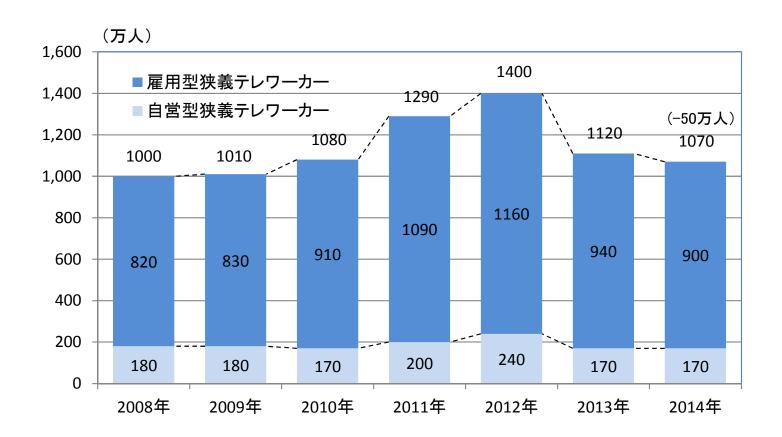
- 〇在宅型テレワーカー率は2013年から2.6ポイント減の8.5%となっている。
- ○雇用型、自営型ともに減少した。



[※] 雇用型のテレワーカー率は全雇用者、自営型のテレワーカー率は全自営業主それぞれに占めるテレワーカーの割合であり、 これらをまとめた全体のテレワーカー率は、全就業者に占めるテレワーカーの割合である。

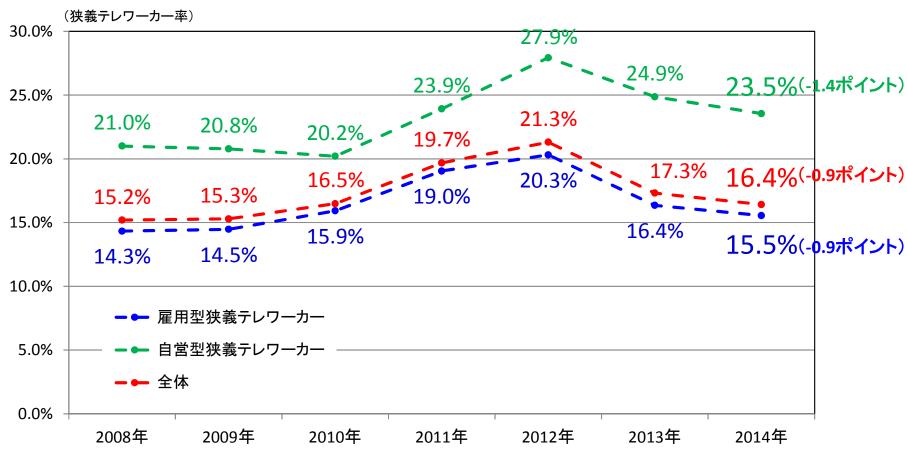
2)狭義テレワーカー ①狭義テレワーカー数

○狭義テレワーカー数は2013年から約50万人減の約1070万人となっている。



2)狭義テレワーカー ②狭義テレワーカー率

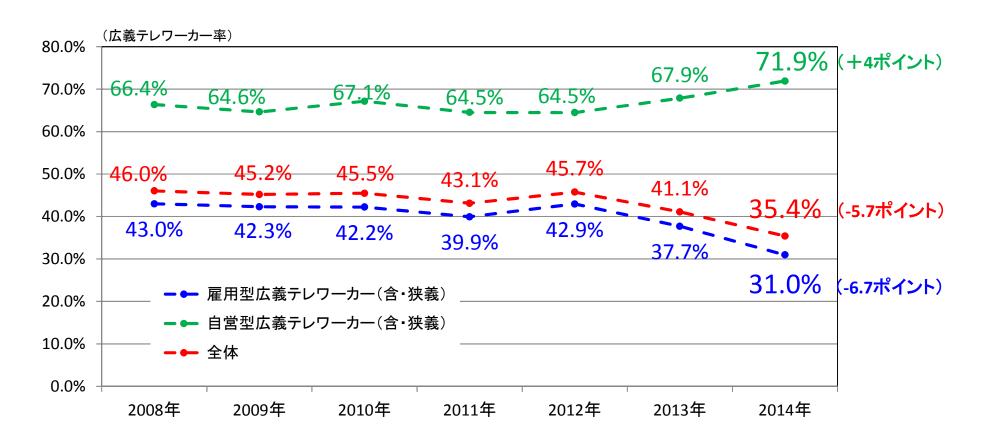
- ○狭義テレワーカー率は2013年から0.9ポイント減の16.4%となっている。
- ○雇用型、自営型ともに減少した。



[※] 雇用型のテレワーカー率は全雇用者、自営型のテレワーカー率は全自営業主それぞれに占めるテレワーカーの割合であり、 これらをまとめた全体のテレワーカー率は、全就業者に占めるテレワーカーの割合である。

3) 広義テレワーカー率

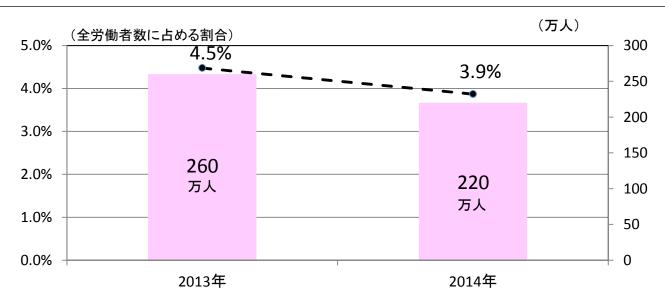
- 〇広義テレワーカー率は2013年から5.7ポイント減の35.4%となっている。
- ○雇用型は減少し、自営型は増加している。



[※] 雇用型のテレワーカー率は全雇用者、自営型のテレワーカー率は全自営業主それぞれに占めるテレワーカーの割合であり、 これらをまとめた全体のテレワーカー率は、全就業者に占めるテレワーカーの割合である。

4) 週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数

〇全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカーの割合は2013年から0.6ポイント減の3.9%となり、約40万人減の約220万人となっている。



■該当するテレワーカー数 -- 全労働者数に占める該当するテレワーカーの割合

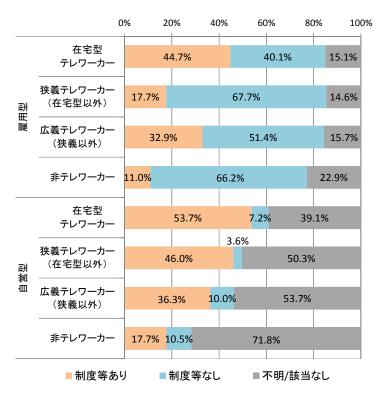
- 〇「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)において「週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数」を 雇用形態の多様化とワークライフバランスの実現状況を計るKPIのひとつとして設定。
- ○本調査では、定義を以下のとおりとしている。

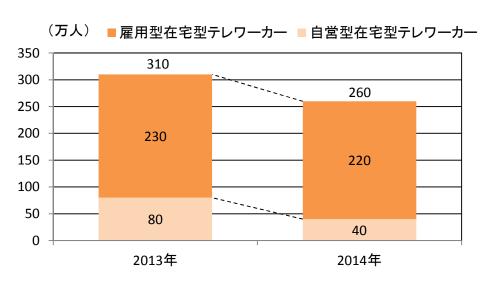
《定義》

- ・週1日以上終日在宅勤務を行っている雇用者
- ・但し、週に5時間以上テレワークを実施している人のうち、自宅(自宅兼事務所を除く)でICTを利用できる環境において仕事を少しでも行っている(週1分以上)人

5) 勤務先に在宅勤務制度等がある在宅型テレワーカー数

- ○勤務先において在宅勤務制度等がある在宅型テレワーカー数は、2013年から約50万人減の約260万人となっている。
- ○勤務先において在宅勤務制度等がある雇用型在宅型テレワーカー数は、 2013年からほぼ横ばいの約220万人となっている。

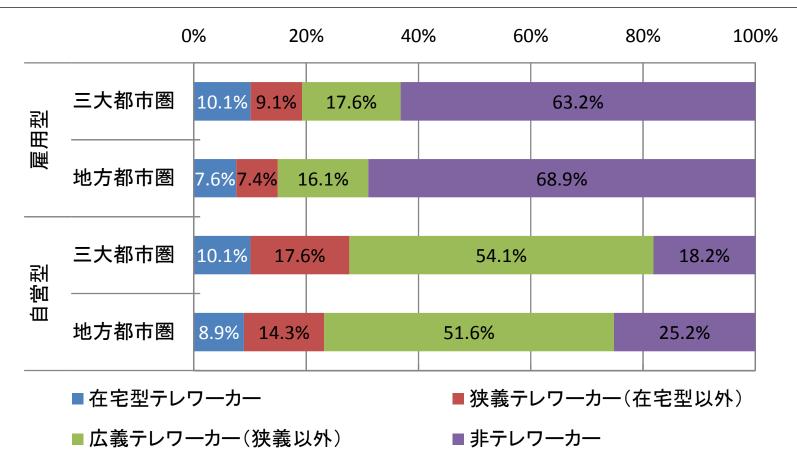




勤務先における在宅勤務制度等がある在宅型テレワーカー数 (注)・数字は10万人単位で丸めている。

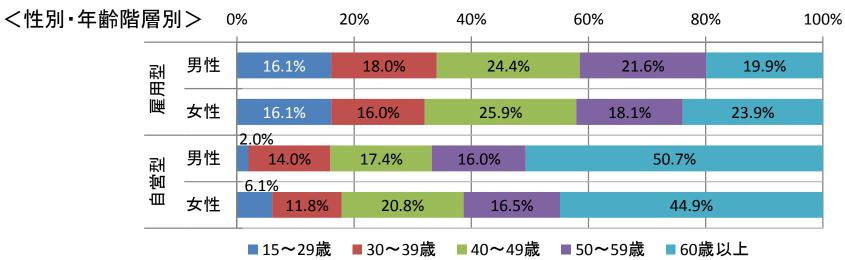
1)テレワーカーの属性(都市圏別)

〇雇用型、自営型ともに、地方都市圏に比べ、三大都市圏の方が就業者に占めるテレワーカーの割合が高い。

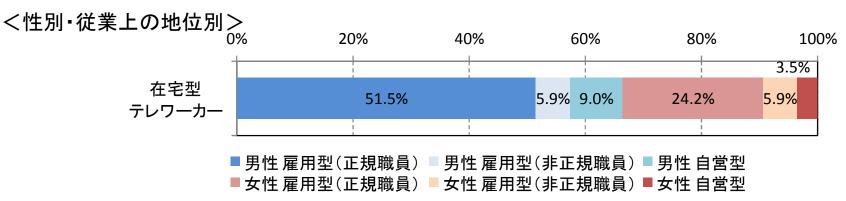


- (注)・本調査における三大都市圏は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、京都府とし、それ以外の道県を地方都市圏としている。
 - ・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の都市圏別、雇用型・自営型別のテレワーカー(在宅型、狭義、広義)及び 非テレワーカーの割合である。

- 2) 在宅型テレワーカーの属性(性別・年齢階層別、従業上の地位別)
 - 〇年齢階層については、男性・女性で顕著な差はない。
 - 〇在宅型テレワーカーは男性が6割以上を占めており、男性の雇用型(正規職員)は過半数を占める。



(注)・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の性別・年齢階層別、雇用型・自営型別の在宅型テレワーカーの割合である。



(注)・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の性別・従業上の地位別、雇用型・自営型別の在宅型テレワーカーの割合である。

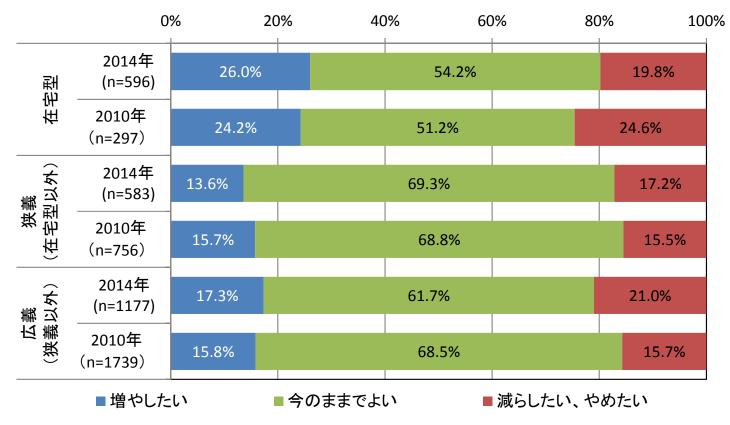
3)ワークライフバランスの向上に資する働き方の事例

○終日在宅勤務日と出社日の生活行動を比較した結果、プライベートや育児・子育ての時間が増加しており、 テレワークを活用することにより、ワークライフバランスの向上が図られる。



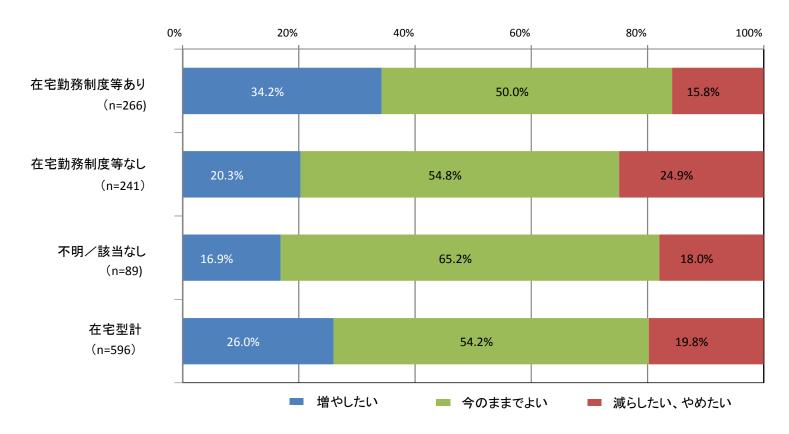
- 4)回答者のテレワーク時間の増減意向
 - ①雇用型テレワーカーのテレワーク時間増減意向の経年変化
 - 〇雇用型テレワーカーは、2010年に比べ、「在宅型」の「減らしたい・やめたい」が 減少し、「広義(狭義以外)」の「減らしたい・やめたい」が増加している。

<雇用型テレワーカー>



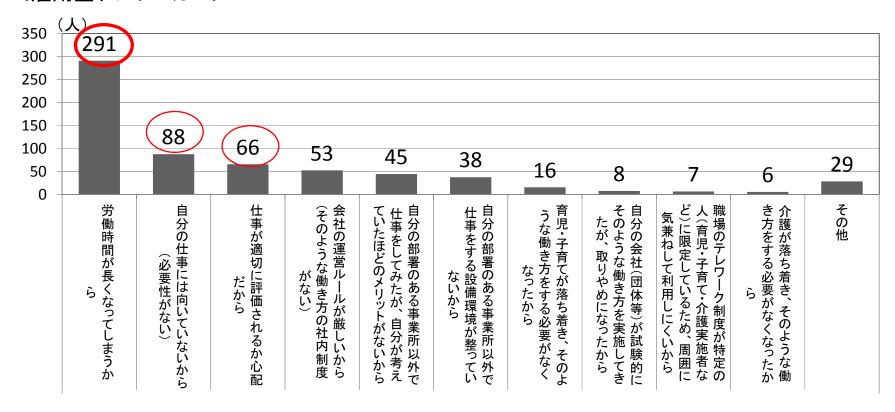
- 4)回答者のテレワーク時間の増減意向
 - ②在宅勤務制度等有無別のテレワーク時間増減意向(雇用型在宅型テレワーカー)
 - 〇「在宅勤務制度等あり」の方が「増やしたい」意向が高い。

<雇用型在宅型テレワーカー>

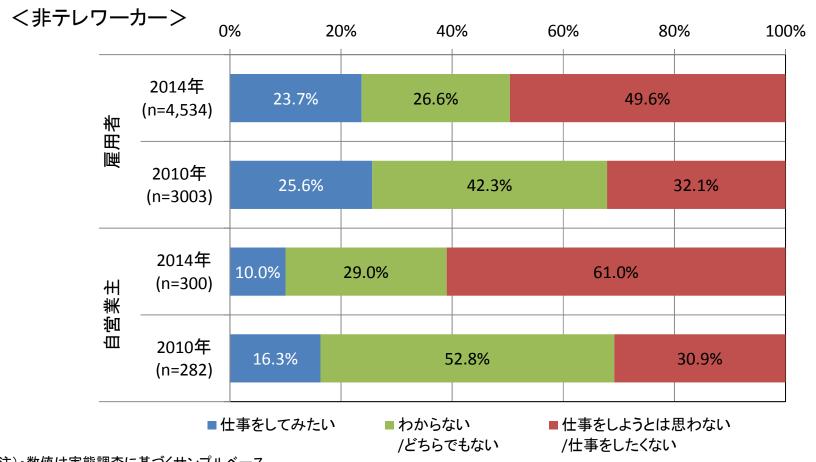


- 4)回答者のテレワーク時間の増減意向
 - ③雇用型テレワーカーのテレワーク時間を減らしたい理由
 - 〇雇用型が減らしたい理由としては、「労働時間が長くなる」が最も多く、「自分の 仕事に向いていない」、「仕事が適切に評価されるか心配」も多い。

<雇用型テレワーカー>



- 4)回答者のテレワーク時間の増減意向
 - ④非テレワーカーのテレワークをしたくない人の経年変化
 - 〇2010年に比べ、雇用者、自営業主ともに「しようとは思わない(したくない)」人 が増加している。



- 5)回答者のテレワーク時間の増減意向
 - ⑤非テレワーカーのテレワークをしたくない理由
 - 〇雇用者・自営業主ともに「自分の仕事に向いていない」が最も多い。
 - 〇雇用者では、「労働時間が長くなる」、「(テレワークを活用した)仕事をする設備環境が整っていない」も多い。

<非テレワーカー>

